

令和5年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(令和5年度11月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和5年11月定例会議案説明資料目次

生活環境部

## 【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	( 総 括 表 )	3
		自 然 共 生 課	4
		水 環 境 保 全 課	6
	2 歳入歳出事項別明細書		8
	3 節の明細		13
4 繰越明許費に関する調書	自 然 共 生 課 ほか	14	
5 債務負担行為に関する調書	環 境 立 県 推 進 課 ほか	15	

## (企業会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計補正予算(第2号)		
	1 債務負担行為に関する調書	水 環 境 保 全 課	17

## 【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第12号	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例	ま ち づ く り 課	18
第19号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区))について	ま ち づ く り 課	20
第20号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区))について	ま ち づ く り 課	25

## (報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分に関する報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和5年11月6日専決)	環 境 立 県 推 進 課	30

## 議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（一般会計）								
自然共生課	739,431	315,000	1,054,431	147,500	〈78,000〉 156,000		11,500	
水環境保全課	868,098	224,900	1,092,998	224,900				
合計	10,514,728	539,900	11,054,628	372,400	〈78,000〉 156,000	0	11,500	県費負担 89,500
説 明								
（一般会計）								
自然共生課	（新）国立公園満喫プロジェクト等推進事業（国補正）ほか							
水環境保全課	（新）生活基盤施設耐震化等事業（水道）（国補正）ほか							

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。  
備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

自然共生課 (内線: 7200)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 国立公園満喫プロジェクト等推進事業 (国補正)	0	105,000	105,000	52,500	<26,000> 52,000		500	県費負担 26,500
トータルコスト	0	105,780	105,780	(補正に係る主な業務内容) 工事発注				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、大山隠岐国立公園内施設を国内外の誘客につながる魅力あるものとするため、国補正予算を活用し整備を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	補助率	予算額
大山夏山登山道	改修工事 ・木道 (山頂付近)、丸太階段 (6~7合目付近)	国 1/2	105,000

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

大山登山道や中国自然歩道を整備し、国内外の誘客中心地域としての受入環境整備を進める。

【取組状況・改善点】

- 平成28年7月に、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクトのモデル地区に選定されて以降、同年12月に大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会が策定したステップアッププログラムに基づき、外国人観光客の誘客促進に向け、大山地域全体を活かす総合的な整備を進めてきた。
- 登山道は6合目までの改修が完了した。8合目から頂上までの木道については、インバウンド等による今後の登山者数増加を見据え、登山者の動線等を考慮しながら山頂付近から順次整備を推進している。

(参考) 令和5年度当初予算額 (国立公園満喫プロジェクト等推進事業) 246,361千円



(注) 起債額の<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債額の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

自然共生課 (内線：7200)  
(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)自然公園等魅力向上事業(国補正)	0	210,000	210,000	95,000	<52,000> 104,000		11,000	県費負担 63,000
トータルコスト	0	210,780	210,780	(補正に係る主な業務内容) 委託、工事発注				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

自然公園法 の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、国補正予算を活用し、自然公園施設の整備を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	補助率	予算額
山陰海岸国立公園	・中国自然歩道(滝ヶ磯(鳥取市福部町岩戸)) 歩道改修測量設計(10,000)	国 1/2	10,000
氷ノ山後山那岐山 国立公園	・氷ノ山頂上公衆便所全面改修(180,000) ・氷ノ山登山道(氷ノ越コース、仙谷コース) 改修測量設計(20,000)	国 45/100	200,000
合計			210,000

3 事業目標・取組状況・改善点

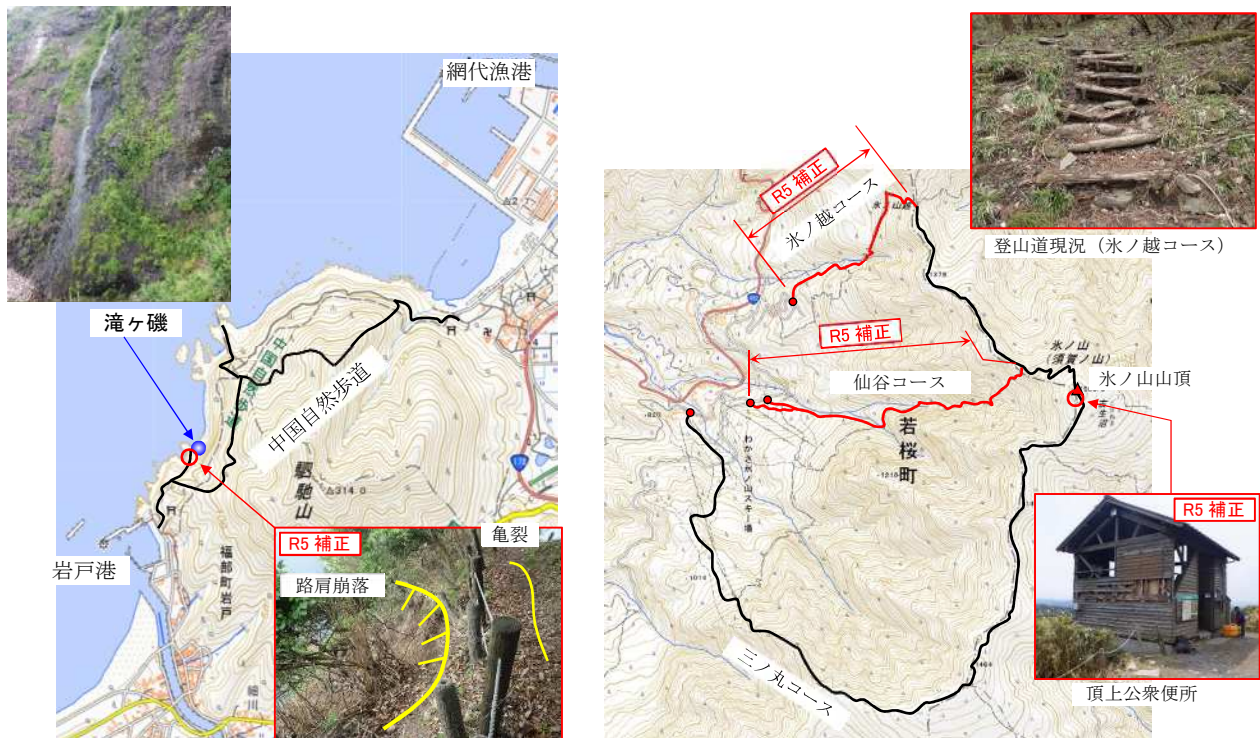
【事業目標】

自然公園における安全で快適な利用環境の整備を進める。

【取組状況・改善点】

・自然公園施設、自然歩道等の修繕工事は、危険性・利便性等を考慮し、重点投資による効果的な施設整備を実施している。

(参考) 令和5年度当初予算額(自然公園等魅力向上事業) 81,017千円



出典：国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp/#15/35.349716/134.480252/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)  
を加工・編集し使用

(注) 起債額の< >書きは交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担額は、起債額の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業)(新) 生活基盤施設耐震化等 事業(水道)(国補正)	0	202,300	202,300	202,300				
トータルコスト	0	203,080	203,080	(補正に係る主な業務内容) 基幹管路の老朽管更新・耐震化、重要給水 施設配水管の整備、水管橋の耐震化等				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、国補正予算を活用し、水道施設の老朽管更新、耐震化等の取組を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業概要	補助率	実施主体	補正予算額
基幹管路の老朽管更新・耐震化	国 1/3 (市町 2/3)	米子市、倉吉市、岩美町、琴浦町、 大山町	149,600
重要給水施設配水管 <sup>(※)</sup> の整備	国 1/4 (市町 3/4)	鳥取市	39,400
水管橋の耐震化	国 1/3 (市町 2/3)	鳥取市	8,200
水道施設台帳の電子化	国 1/3 (市町 2/3)	日南町、江府町	5,100
合 計			202,300

※ 病院、避難所等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管

(参考) 令和5年度当初予算額(生活基盤施設耐震化等事業(水道)) 317,002千円

令和5年度一般会計補正予算説明資料

6 款 農林水産業費

3 項 農地費

2 目 土地改良費

水環境保全課 (内線: 7401)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) (新) 農業集落排水事業 (国補正)	0	22,600	22,600	22,600				
トータルコスト	0	23,380	23,380	(補正に係る主な業務内容) 管路整備、機能診断調査、維持管理適正化計画策定				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

農業集落排水施設の保全及び効率的な維持管理を図るため、国補正予算を活用し、管路整備及び既存処理施設の機能診断調査、維持管理適正化計画策定を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業概要	補助率	実施主体	地区名	補正予算額
管路整備	国 1/2	鳥取市	東郷	2,000
機能診断調査	国 10/10		鳥取第二その3	14,000
維持管理適正化計画策定			豊実	6,600
合計				22,600

(参考) 令和5年度当初予算額 (農業集落排水事業) 87,338千円

令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費									
				うち生活環境部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 環境衛生費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報酬	396,599	2,614	399,213	90,671		90,671	60,569		60,569	
2 給料	1,386,893		1,386,893	680,220		680,220	400,574		400,574	
3 職員手当等	865,197	448	865,645	372,898		372,898	220,085		220,085	
4 共済費	515,275	538	515,813	253,475		253,475	150,469		150,469	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	1,329,718	936	1,330,654	11,141		11,141	10,805		10,805	
8 旅費	54,222	324	54,546	22,924		22,924	17,232		17,232	
費用弁償	12,990	90	13,080	5,777		5,777	4,260		4,260	
普通旅費	18,617		18,617	10,929		10,929	7,422		7,422	
特別旅費	22,615	234	22,849	6,218		6,218	5,550		5,550	
9 交際費	100		100	100		100	100		100	
10 需用費	539,485		539,485	103,954		103,954	53,830		53,830	
11 役務費	238,337		238,337	26,489		26,489	22,096		22,096	
12 委託料	3,767,594	30,515	3,798,109	953,828	30,000	983,828	746,255	30,000	776,255	
13 使用料及び賃借料	946,423	355	946,778	58,182		58,182	41,662		41,662	
14 工事請負費	995,143	285,000	1,280,143	876,025	285,000	1,161,025	868,596	285,000	1,153,596	
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	25,029		25,029	17,576		17,576	13,349		13,349	
18 負担金、補助及び交付金	11,683,460	332,300	12,015,760	1,502,549	202,300	1,704,849	1,491,106	202,300	1,693,406	
19 扶助費	1,415,976	83,170	1,499,146							
20 貸付金	980,790		980,790	11,952		11,952	11,952		11,952	
21 補償、補填及び賠償金	1,000		1,000	1,000		1,000	1,000		1,000	
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金	469,097		469,097	10,592		10,592	10,592		10,592	
25 寄附金	77,830		77,830	5,930		5,930	5,930		5,930	
26 公課費	125		125							
27 繰出金										
予備費										
計	25,688,293	736,200	26,424,493	4,999,506	517,300	5,516,806	4,126,202	517,300	4,643,502	
財源										
内	国庫支出金	13,036,213	476,857	13,513,070	1,573,551	349,800	1,923,351	1,497,990	349,800	1,847,790
	地方債	741,000	206,000	947,000	634,000	156,000	790,000	634,000	156,000	790,000
	その他	1,093,951		1,093,951	256,456		256,456	226,350		226,350
訳	一般財源	10,817,129	53,343	10,870,472	2,535,499	11,500	2,546,999	1,767,862	11,500	1,779,362



令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費		
		うち生活環境部		
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	2,755		2,755
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	3,416		3,416
8	旅費	12,060		12,060
	費用弁償	2,189		2,189
	普通旅費	5,760		5,760
	特別旅費	4,111		4,111
9	交際費	100		100
10	需用費	36,144		36,144
11	役務費	19,221		19,221
12	委託料	623,217	30,000	653,217
13	使用料及び賃借料	32,211		32,211
14	工事請負費	820,807	285,000	1,105,807
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	12,958		12,958
18	負担金、補助及び交付金	1,430,745	202,300	1,633,045
19	扶助費			
20	貸付金	11,952		11,952
21	補償、補填及び賠償金	1,000		1,000
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	10,592		10,592
25	寄附金	5,930		5,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	3,023,108	517,300	3,540,408
財源内訳	国庫支出金	1,450,218	349,800	1,800,018
	地方債	634,000	156,000	790,000
	その他	82,620		82,620
	一般財源	856,270	11,500	867,770

令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	6 款 農林水産業費									
	款項目			うち生活環境部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	3 項 農地費			
							補正前	補正額	補正後	
1	報酬	366,356		366,356	215		215			
2	給料	2,384,549		2,384,549	3,779		3,779	3,779		3,779
3	職員手当等	1,286,354		1,286,354	1,915		1,915	1,915		1,915
4	共済費	896,885		896,885	1,309		1,309	1,309		1,309
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	49,569	74	49,643	804		804			
8	旅費	90,785	18	90,803	1,223		1,223			
	費用弁償	18,561		18,561	331		331			
	普通旅費	59,585		59,585	550		550			
	特別旅費	12,639	18	12,657	342		342			
9	交際費	100		100						
10	需用費	503,628	300	503,928	6,535		6,535			
11	役務費	103,438		103,438	751		751			
12	委託料	2,488,212	317,139	2,805,351	108,918		108,918			
13	使用料及び賃借料	149,590	1,210	150,800	1,566		1,566			
14	工事請負費	4,636,323	1,792,820	6,429,143						
15	原材料費	7,934		7,934						
16	公有財産購入費	6,700	3,200	9,900						
17	備品購入費	180,427		180,427	402		402			
18	負担金、補助及び交付金	10,839,957	1,515,218	12,355,175	86,229	22,600	108,829	80,335	22,600	102,935
19	扶助費									
20	貸付金	236,799		236,799						
21	補償、補填及び賠償金	181,566	31,268	212,834						
22	償還金、利子及び割引料	191,851		191,851						
23	投資及び出資金	10		10						
24	積立金	631,882	50,000	681,882						
25	寄附金									
26	公課費	368		368						
27	繰出金	163,297		163,297						
	予備費									
	計	25,396,580	3,711,247	29,107,827	213,646	22,600	236,246	87,338	22,600	109,938
財源	国庫支出金	8,469,209	2,234,497	10,703,706	126,653	22,600	149,253	80,335	22,600	102,935
	地方債	2,450,000	761,000	3,211,000						
	その他	2,300,456	455,153	2,755,609	4,511		4,511			
	一般財源	12,176,915	260,597	12,437,512	82,482		82,482	7,003		7,003

令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	6款 農林水産業費		
		うち生活環境部		
		3項 農地費		
		2目 土地改良費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬			
2	給料	3,779		3,779
3	職員手当等	1,915		1,915
4	共済費	1,309		1,309
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費			
8	旅費			
	費用弁償			
	普通旅費			
	特別旅費			
9	交際費			
10	需用費			
11	役務費			
12	委託料			
13	使用料及び賃借料			
14	工事請負費			
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費			
18	負担金、補助及び交付金	80,335	22,600	102,935
19	扶助費			
20	貸付金			
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金			
25	寄附金			
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	87,338	22,600	109,938
財源内訳	国庫支出金	80,335	22,600	102,935
	地方債			
	その他			
	一般財源	7,003		7,003

令和5年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	133,235		133,235
2	給料	982,540		982,540
3	職員手当等	532,499		532,499
4	共済費	365,937		365,937
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	33,198		33,198
8	旅費	40,833		40,833
	費用弁償	9,753		9,753
	普通旅費	19,542		19,542
	特別旅費	11,538		11,538
9	交際費	100		100
10	需用費	144,778		144,778
11	役務費	48,166		48,166
12	委託料	2,233,447	30,000	2,263,447
13	使用料及び賃借料	89,932		89,932
14	工事請負費	3,108,981	285,000	3,393,981
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	35,771		35,771
18	負担金、補助及び交付金	2,658,241	224,900	2,883,141
19	扶助費			
20	貸付金	12,077		12,077
21	補償、補填及び賠償金	11,489		11,489
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	77,574		77,574
25	寄附金	5,930		5,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	10,514,728	539,900	11,054,628
財源内訳	国庫支出金	2,855,212	372,400	3,227,612
	地方債	1,172,000	156,000	1,328,000
	その他	891,755		891,755
	一般財源	5,595,761	11,500	5,607,261

# 節 の 明 細

項 目	金額(千円)
4款 衛生費	
2項 環境衛生費	
4目 環境保全費	
負担金、補助 及び交付金	202,300
・鳥取県水道施設耐震化等補助金	
6款 農林水産業費	
3項 農地費	
2目 土地改良費	
負担金、補助 及び交付金	22,600
・鳥取県農業集落排水事業補助金	

緑越明許費に関する調書

追加分

(単位：千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
							国庫補助金	起債	その他	一般財源	
4 衛生費	2 環境衛生費	4 環境保全費	国立公園満喫プロジェクト等推進事業費(国補正)	自然共生課	105,000	105,000	52,500	52,000		500	国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
							95,000	104,000		11,000	国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
							202,300				国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
6 農林水産業費	3 農地費	2 土地改良費	農業集落排水事業費(国補正)	水環境保全課	22,600	22,600	22,600				国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
											国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
8 土木費	5 都市計画費	3 公園費	公園施設長寿命化事業費	まちづくり課	240,000	240,000	120,000	108,000		12,000	本工事で行う海岸部の護岸補修工事について、漁業関係者との調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため。
							492,400	264,000		23,500	
生活環境部 合計							779,900	264,000		23,500	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和5年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県 推進課	千円 16,755		千円	令和6年度から 令和8年度まで	千円 16,755	千円	千円	千円	千円	16,755	大気測定局日常 管理業務委託 料、大気常時監 視テレメータ システム保守 点検業務委託 料
令和5年度 自然公園等魅力向上事業	自然共生 課	10,800			令和6年度から 令和7年度まで	10,800					10,800	公衆便所等管理 委託料
令和5年度 消費生活センター事業費	消費生活 センター	1,623			令和6年度から 令和8年度まで	1,623					1,623	消費生活センター 等の清掃業務 委託料

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
								国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
令和5年度 衛生環境研究所管理 運営費	衛生環境 研究所	補 正 前	94,221			令和6年度から 令和15年度ま で	94,221					94,221	誘導結合プラズ マ質量分析装 置、原子吸光分 光高度計の機器 更新
		補 正	22,233			令和6年度から 令和15年度ま で	22,233	2,847				19,386	清掃業務、機械 警備業務、照明 制御盤保守点検 業務委託料(令 和6年度から令和 8年度まで)
		補 正 後	116,454			令和6年度から 令和15年度ま で	116,454	2,847				113,607	



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分(天神川流域下水道事業)

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	国庫支出金	地 方 債	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度 流量計遠方監視システム 保守点検業務委託	水環境保 全課	2,795			令和6年度から 令和10年度ま で	2795				2,795	
令和5年度 公営企業会計システム 保守委託	水環境保 全課	4,290			令和6年度から 令和10年度ま で	4290				4,290	

条例名等	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取市が、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」という。)の施行並びに盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定める条例(以下「市条例」という。)を制定することとしたことに伴い、鳥取市の区域を鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(以下「県条例」という。)の適用外とする改正を行う。</p> <p>2 概要 県条例の規定は、鳥取市の区域については、適用しないこととする。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日とする。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>(1) 規制等の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法では、都道府県、政令市、又は中核市が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定し、規制区域内で行う盛土等の許可を行うこととされている。</li> <li>・鳥取市の区域は、市が規制区域の指定、盛土等の許可等を行う権限を有する。</li> </ul> <p>(2) 規制区域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制区域については、県条例の規制区域が県内全域であることを踏まえ、県と市で歩調を合わせ、法の規制区域も県内全域を指定することとし、鳥取市以外の全域を県が、鳥取市の全域を市が指定する(令和5年12月中旬に公示)。</li> <li>・指定日 令和6年1月1日</li> </ul> <p>(3) 鳥取市の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取市は、県条例と同水準で盛土等を規制する条例を制定する方針で、令和5年12月市議会に条例案を提案する。(施行日:令和6年1月1日)  <ul style="list-style-type: none"> <li>※県では、法規制の適用後も現行条例の規制水準を維持するよう盛土等の許可対象面積を「3,000㎡」から「2,000㎡」まで引き下げており、鳥取市も法による盛土規制を県と同水準とされた。</li> </ul> </li> <li>・加えて鳥取市は、法による盛土規制と工作物を一体的に規制することとされ、県条例が規制する「斜面地の工作物設置(風力発電施設、太陽光発電施設)」、「建設発生土の搬出」についても、市条例に盛り込んだ。</li> </ul>

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料) 第33条 略	(手数料) 第33条 略
<u>(適用除外)</u> <u>第33条の2 鳥取市の区域については、この条例の規定は、適用しない。</u>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に鳥取市の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区））について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称</p> <p>鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）</p> <p>（2）指定管理者</p> <p>東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ</p> <p>代表者 鳥取市相生町四丁目411</p> <p>一般財団法人鳥取県観光事業団</p> <p>理事長 安田 達昭</p> <p>東伯郡琴浦町大字逢束1061-6</p> <p>株式会社チュウブ</p> <p>代表取締役社長 小柴 雅央</p> <p>（3）指定の期間</p> <p>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由</p> <p>東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズを指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

# 鳥取県生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会 審査報告書 (鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区))

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区)の指定管理候補者について、生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

## 1 指定管理候補者

東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ

[構成団体]

(代表者) 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭(鳥取市相生町4丁目411)

株式会社チュウブ 代表取締役社長 小柴 雅央(東伯郡琴浦町大字逢東1061-6)

## 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

## 3 指定管理料の額

522,500,000円(債務負担行為額 522,715,000円)

[参考] 単年度指定管理料の額

令和6年度 105,500,000円

令和7年度以降 104,250,000円

## 4 選定理由

指定管理者の募集に当たっては、1団体から応募があり、審査・評価委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が適当であるとして選定した。

[選定理由]

財団法人と民間企業の共同企業体が両者の特徴を活かして公園の管理運営を行うことが期待され、多彩なウォーキングイベントの企画、四季折々の花の見所創出、カヌー・サップ体験や芝生でのアクティビティの実施等、地域と連携して取り組む計画が提案されており、評価できる。これまで4期にわたり指定管理者として経験と実績を有しており、次期指定管理者として適当であると認められる。

## 5 公募の経緯

### (1) 募集期間

令和5年8月31日(木)から令和5年10月16日(月)まで

### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ	鳥取市相生町4丁目411	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭

## 6 審査・評価委員会の選定経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属等
宮城 律子(委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部 副学部長
河田 桂吾	鳥取県レクリエーション協会 事務局長補佐
伊藤 やよい	湯梨浜町観光協会 事務局長
朝倉 学(副委員長)	鳥取県生活環境部次長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査・評価委員会 令和5年8月9日(水)
  - ・鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区)の概要説明、募集要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査・評価委員会 令和5年10月23日(月)
  - ・面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理の基本的な考え方の適合性               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設置目的の理解</li> <li>・指定管理者を希望する理由</li> <li>・管理運営の方針</li> </ul> </li> </ul> <p>※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格</p>	なし
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理の基準               <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料公園施設、利用時間、休園日、利用料金等の設定内容</li> <li>・個人情報保護、情報公開への対応</li> </ul> </li> <li>○施設設備の維持及び衛生管理の水準               <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理への多様な主体の参画を促進する取組</li> <li>・地区別の管理運営の方針</li> <li>・施設設備の維持管理業務の内容</li> <li>・外部委託の考え方や県内事業者への発注方針</li> <li>・環境に配慮した施設運営の取組 など</li> </ul> </li> <li>○東郷湖羽合臨海公園パークビジョンに沿った事業内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体と連携したウォーキングやサイクリング推進への取組</li> <li>・新たなアクティビティ</li> <li>・体験型環境教育メニューの開発等</li> <li>・四季を通じた見所の創出</li> </ul> </li> <li>○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の提供内容</li> <li>○利用者等の要望の把握及び対応方針</li> <li>○事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> </ul>	58点
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収支計画及び見積内容の妥当性</li> <li>○県の指定管理料額の多寡</li> </ul>	17点
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>○組織及び職員の配置等</li> <li>○現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>○法人等の社会的責任の遂行状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証、あいサポート企業等の認定 など</li> </ul> </li> <li>○当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	25点
計		100点

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

選定基準 (配点)	審査結果 (平均点)	委員からの主な意見等
1 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成団体それぞれの得意分野を活かした公園管理が期待できる。</li> <li>周辺の飲食店や宿泊等の事業者と繋がり、周辺地域も含めて盛り上げていき、県外からの誘客についても検討していただきたい。</li> </ul>
2 (58点)	38.7点	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係施設・団体と連携し、東郷湖羽合臨海公園を地元で愛される公園、人が集まる公園というパークビジョンに沿った取組内容になっている。</li> <li>パークビジョンを実行する中で、指定管理者が果たす役割は大きい。地元住民が楽しめ、新たな利用者が訪れる公園の姿を目指していただきたい。</li> <li>カヌーや教育旅行等の新事業については、今後、どのように取り組まれるか注視していきたい。</li> <li>これまでの実績と新たな取組で公園利用者の増加と満足度を高めていってもらいたい。</li> <li>臨海公園でしか体験できないようなイベント、アクティビティを開発していただきたい。そのためにも、ニーズの把握、この場所でしかできないことを他の地域(特に県外)の方にヒアリングやアンケート調査を行った方がよい。</li> <li>もっと芝を楽しめる企画を大きく打ち出した方がコアな人の参加に繋がる。</li> <li>広報面のより一層の強化が望まれる。</li> </ul>
3 (17点)	12.7点	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の計画的な修繕により長期的な維持管理を図っていただきたい。</li> <li>収支計画については、ニーズやターゲットに対して見合うものになるよう、見直しやテコ入れをしつつ事業に取り組んでいただきたい。</li> </ul>
4 (25点)	13.8点	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した企業体で運営されている。</li> <li>管理運営をしていく中で、職員の労働環境の保全や労務関係の管理等をしっかりと行っていただきたい。</li> <li>他の施設での管理運営のノウハウや過去の実績を活かしていただきたい。</li> </ul>
合計 (100点)	65.2点	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 利用時間・休園日

ア 利用時間

区分	施設	時期	営業時間
有料 施設	あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター 屋根のある多目的広場	通年	午前9時から午後10時まで ※トレーニングルームは午後9時30分まで
	南谷テニスコート 南谷多目的広場	4～9月	午前9時から午後7時まで
		10～3月	午前9時から午後5時まで
無料 施設	はわいスケートパーク	通年	午前9時から午後10時まで
	東郷湖ドッグラン	通年	午前9時から正午まで、午後1時から日没まで

イ 休園日

- 毎月第3火曜日(祝祭日の場合はその直後の休日でない日)
- 12月29日から1月3日まで

(2) 利用料金・減免

ア 利用料金

- 器具等の充実を図るため、あやめ池スポーツセンタートレーニングルームの一般利用料金を改定

区分	単位	新規料金	現行料金
1回券	一人1回あたり	200円(+50円)	150円
回数券	回数券11枚綴り	2,000円(+500円)	1,500円
1月利用券	一人1月あたり	1,400円(+350円)	1,050円

- 新たに指定管理業務となった行為許可・占用許可に係る利用料の設定(現行の県使用料と同額)
- ニーズの高い物品の貸出しを開始(ボールやモルック、バトミントン等のレクリエーション用具等)

#### イ 減免

- ・アダプトプログラムの導入に伴い、参加団体がアダプト活動で施設を利用する場合の減免を設定
- ・行為許可・占用許可の利用料金新設に合わせて、行為許可・占用許可に係る減免事項を設定

### (3) 利用促進のための取組

#### ア 地域の賑わいの創出

- ・NPO法人未来との連携を強化し、多彩なテーマ性を持つウォーキングイベントを実施する。  
(健康散策ウォーキング、お花見ウォーク、サンセットウォーク、わんわんウォーク等)
- ・花や緑を楽しみながらウォーキングや犬の散歩が楽しめるような散策ルートを園内に整備する。
- ・花と緑のフェア開催による花や緑に親しむ機会を提供したり、あやめ池イルミネーションを設置するなどして東郷湖羽合臨海公園への興味関心を高める。

#### イ 体験メニューの提供

- ・東郷池でのカヌー・サップ体験プログラム、芝生広場でのヨガ体験や芝刈り体験等を実施する。
- ・東郷池や公園内の植物、生き物に触れて、その生態や大切さを学ぶ環境体験メニューを提供する。  
(フィールドビンゴ、いきもの観察、クラフト体験、野鳥観察会等)
- ・モルック等のニュースポーツ体験会、(公財)鳥取県スポーツ協会や各競技団体と連携した小学生対象のスポーツ体験会、スケートボード教室等を開催する。

#### ウ 環境整備

- ・四季折々の花の見所を創出するほか、環境にあわせた植栽を実施する。
- ・地元住民が清掃や除草など公園の維持管理に参画できるアダプトプログラムを立ち上げる。
- ・熱中症対策として、体育館の換気向上、屋外での木陰を利用した観覧スペースの確保、ミストの導入等の対策を講じる。

#### エ 情報発信

- ・SNSの活用や公園内掲示板の設置、リーフレットの作成により、イベント・教室日程の告知や園内の開花状況等に加え、東郷池周辺地域の魅力等もあわせて情報発信を行う。

### (4) サービスの向上策

- ・ドッグランエリアにおいて、ドッグスクールやウォーキングと合わせたイベントを実施するほか、受付を簡略化して利便性の向上を図る。
- ・南谷地区にパラソルやタープで日陰を作るとともに、サイクルラックを設置してサイクリストが気軽に立ち寄れる休憩スペースも活用する。  
(健康づくり機能は、県において指定管理者や地元自治体等の意見を伺いながら再整備を検討)
- ・研修室に大型ディスプレイを設置し、各種レッスンやリモート会議・研修等での利用促進を図る。



<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区））について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由  地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要  （1）公の施設の名称  鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）</p> <p>（2）指定管理者  東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ  代表者 鳥取市相生町四丁目411  一般財団法人鳥取県観光事業団  理事長 安田 達昭</p> <p>東伯郡琴浦町大字逢束1061-6  株式会社チュウブ  代表取締役社長 小柴 雅央</p> <p>（3）指定の期間  令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由  東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズを指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

# 鳥取県生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会 審査報告書 (鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区))

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の指定管理候補者について、生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

## 1 指定管理候補者

東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ

[構成団体]

(代表者) 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭(鳥取市相生町4丁目411)

株式会社チュウブ 代表取締役社長 小柴 雅央(東伯郡琴浦町大字逢東1061-6)

## 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

## 3 指定管理料の額

548,000,000円(債務負担行為額 548,255,000円)

[参考] 単年度指定管理料の額 109,600,000円

## 4 選定理由

指定管理者の募集に当たっては、1団体から応募があり、審査・評価委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が適当であるとして選定した。

[選定理由]

財団法人と民間企業の共同企業体が両者の特徴を活かして公園の管理運営を行うことが期待され、チャイナドレス・漢服のレンタルや中華コスプレ大会の開催等中国庭園を活かした取組、SNSを活用した積極的な情報発信、四季折々の花の見所創出等、様々な計画が提案されており、地域や関係団体と連携して事業に取り組むことが期待できる。経営基盤も安定しており、指定管理候補者として適当であると認められる。

## 5 公募の経緯

### (1) 募集期間

令和5年8月31日(木)から令和5年10月16日(月)まで

### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ	鳥取市相生町4丁目411	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭

## 6 審査・評価委員会の選定経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属等
宮城 律子(委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部 副学部長
久保島 宏	株式会社JTB鳥取支店 支店長
伊藤 やよい	湯梨浜町観光協会 事務局長
朝倉 学(副委員長)	鳥取県生活環境部次長

### (2) 開催経緯

ア 第1回審査・評価委員会 令和5年8月17日(木)

・鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査・評価委員会 令和5年10月30日(月)

・面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	60点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	18点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	22点
計		100点

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

選定基準 (配点)	審査結果 (平均点)	委員からの主な意見等
1 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの管理運営の経験や実績を踏まえ、構成団体それぞれの強みを生かして事業に取り組んでいただきたい。</li> </ul>
2 (60点)	38.3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>パークビジョンを踏まえ、より多くの方が訪れたい公園を目指している。</li> <li>食べて、見て、体験して、楽しめる施設というポテンシャルを認識されているので、それらを活かすことに注力し、集客、収入増につなげていただきたい。</li> <li>目標収益を達成するために、さらに集客・収益に繋がる取組が望まれる。</li> <li>地域の関連団体、自治体と連携していただきたい。</li> <li>燕趙園と道の駅のニーズの違い等について丁寧な分析を行っていただきたい。</li> <li>南北両エリアで共通した内容の発信も必要であり、また、県外や国外への情報発信に力を入れていただきたい。</li> </ul>
3 (18点)	12.0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>入園料無料の試行は初の試みとなるので、町や関係団体とさらに連携を強め、取り組んでいただきたい。</li> <li>入園料無料期間を大いに有効に活用し、思い切ったイベントや試みを企画し実行していただきたい。</li> <li>入園料無料期間に集客を増やすため、道の駅や売店の魅力の向上、発信を行うとともにニーズに合ったものを提供していただきたい。また、食の提供等による新たな収入源開拓の検討が望まれる。</li> <li>入園料無料期間は有料の雑技ショーへの増客につなげるために、職員全員が「ぜひ見てほしい」という熱意を持って来園者にアピールすることが大切である。</li> </ul>
4 (22点)	9.8点	<ul style="list-style-type: none"> <li>繁忙期には道の駅の人員を増やす等、教育旅行等団体客向けの対応を行っていただきたい。</li> <li>観光ガイドやSNS研修については職員全員で受講し、意識付けや適性発見に活かしていただきたい。</li> </ul>
合計 (100点)	60.1点	<p>【附帯意見】道の駅燕趙園のさらなる魅力向上、誘客促進策を講じること。</p>

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休園日

ア 開館時間

- 中国庭園燕趙園、老龍頭(売店)、道の駅燕趙園売店：午前9時から午後5時まで  
  - ※庭園の最終入園時間：午後4時30分
  - ※道の駅燕趙園売店飲食メニューの提供時間：午前9時30分から午後4時30分まで
- 飲食施設：午前11時から午後2時30分  
  - ※夜間は予約対応

イ 休園日（現行どおり）

- 中国庭園燕趙園、老龍頭：1月及び2月の第4火曜日（祝日の場合は直後の平日）
- 道の駅燕趙園売店及び飲食施設：定休日なし

(2) 利用料金・減免

ア 利用料金

- ニーズの高い物品の貸出等による利用料金の設定（レンタル用漢服、グラウンドゴルフ用ゴールポスト等、コスプレ撮影用更衣室）
- 新たに指定管理業務となった行為許可・占用許可に係る利用料の設定

イ 減免

- 行為許可・占用許可の利用料新設に合わせて、行為許可・占用許可に係る減免事項を設定

(3) 利用促進のための取組

ア 地域の賑わいの創出

- NPO法人未来や湯梨浜町観光協会等と連携し、燕趙園を発着地点・チェックポイントとするウォーキング・サイクリングイベントを実施する。
- コスプレや痛車(アニメキャラクターなどがペイントされた車)など、愛好家が多いイベントを各団体と連携して実施し、誘客や地域周遊を促進する。

イ 観光振興の取組

- チャイナドレスに加えて、新たに漢服のレンタルを始め、魅力向上を図るとともに、撮影スポット

の設定により、利用者のSNSでの情報拡散を促進する。

- ・中国雑技ショー、中国獅子舞、龍おどり、庭園花火、クリスマスイルミネーション等中国庭園の魅力を活かしたイベントや、夏休み期間に地元マスコミとの共催によるファミリー層向けイベントを実施する。
- ・黄金節、児童節等中国の時節の催事を中国文化に親しみ、体験できるイベントとして開催し、集客を図るとともに気軽に立ち寄り滞在できる場を創出する。
- ・飲食施設での中華料理を含む各種料理や、道の駅燕趙園での地元産の梅(野花豊後(のきょうぶんご))や梨を活用したオリジナルメニュー、屋台でのアイスクリーム、かき氷、点心等の食の提供を行い、来園者の満足度向上や収益確保を図る。
- ・令和6年度及び7年度に燕趙園無料化を試行し、期間中にイベントの開催や食の提供、物品販売等による収益の増加を検証する。

#### ウ 環境整備

- ・長和田地区に宿根草(パンジー、ルドベキア等)の花壇を新設する等、四季折々の花の見所を創出するほか、新たに紅葉の美しい並木通りの整備を行う。
- ・アダプトプログラム制度の導入やボランティア事業を企画し、地域住民・団体による公園内花壇の管理等を行うことにより、公園・地域への愛着の醸成を図る。

#### エ 情報発信・誘客促進

- ・地元旅館や県外旅行案内所、旅行会社と連携し、県外へのプロモーションを実施する。
- ・発信力のある外部人材(団体)にも協力いただき、SNS等を活用した国内外へのタイムリーな情報発信を積極的に行う。
- ・来園者アンケートにより、ターゲットや有効な広告媒体を分析し、的確で効率的な広報を行う。

### (4) サービスの向上策

- ・サイクルカフェに登録し、サイクルスタンドや空気入れ、パンク修理キットを提供する。
- ・案内パネルを活用し、来園者に丁寧に見所を案内するほか、同行案内を行う。
- ・外国語のパンフレットや無料で使える車いす、ベビーカー等を用意し、誰でも不自由なく施設を利用していただくためのサービスを提供する。
- ・園内広場について、保育園・小学校の遠足等による一般利用のほか、町内運動会など新たな利用方法についても提案していく。
- ・コスプレイヤー向けに控室兼更衣室を用意する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和5年11月6日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年11月6日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方          倉吉市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨          県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金12,003円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日          令和5年8月29日</p> <p>イ 事故発生場所          倉吉市上井町一丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況          鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から左右確認を怠り右折進入してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害賠償額 12,003 円          うち、県費支出額 12,003 円（保険契約による免責額 3 万円以内）</li> <li>・ 県側車両損害額 45,000 円          うち、相手方からの賠償額 40,500 円、県費支出額 4,500 円</li> </ul>